

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)第2条の規定に基づき、和泉市教育委員会事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、別表に定めるところにより、事業者の選定等を行う事務ごとに設置する。

(担当事務、組織等)

第3条 委員会の名称、担当事務、組織等は、別表に定めるとおりとする。

2 委員は、和泉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令2教委規則26・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 別表に定めるところにより、委員会に委員長及び副委員長(これらに相当する職を含む。以下同じ。)を置くことができる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(令2教委規則26・一部改正)

(委員会の招集、議事の特例)

第7条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令2教委規則26・追加)

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(令2教委規則26・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事業者の選定等に係る事務を担当する部署において処理する。

(令2教委規則26・旧第8条繰下)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(令2教委規則26・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第17号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条一第4条関係)

(平27教委規則14・平28教委規則17・平29教委規則6・令元教委規則5・令2教委規則1・令5教委規則4・令5教委規則7・一部改正)

委員会の名称	担当事務、組織等
和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校給食自校調理業務委託に係る事業者選定委員会	(1) 担当事務 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校給食自校調理業務の委託に係る事業者選定に関する事。 (2) 委員定数 15人以内 (3) 委員構成 ア 市の職員 イ 小学校校長会代表 ウ 中学校校長会代表 エ 保護者代表 オ 栄養教諭代表 カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選による。 イ 副委員長 委員の互選による。 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。
和泉市立学校校舎等整備に係る事業者選定委員会	(1) 担当事務 和泉市立学校校舎等整備に係る事業者選定に関する事。 (2) 委員定数 15人以内 (3) 委員構成 ア 建築、土木又は都市計画に関する学識経験者 イ 市の職員 ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選による。 イ 副委員長 委員の互選による。 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。
和泉市立青少年センター事業者選定委員会	(1) 担当事務 和泉市立青少年センターにおける次に掲げる事業を委託するに当たり、最も適した事業者を選定する事。 ア 子育て学習機会提供事業 イ 子どもすこやか広場事業 ウ 青少年自主活動支援事業 (2) 委員定数 各事業ごとに5人以内 (3) 委員構成 ア 青少年育成指導又は子育て支援に係る施設又は団体の代表者 イ 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長 ウ 市の職員 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選による。 イ 副委員長 委員の互選による。 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。
史跡等保存活用計画策定支援業務に係る事業者選定委員会	(1) 担当事務 史跡等保存活用計画策定支援業務の委託に係る事業者選定に関する事。 (2) 委員定数 5人以内 (3) 委員構成 ア 史跡等に関する学識経験者 イ 市の職員 ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選による。 イ 副委員長 委員の互選による。 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。

<p>和泉シティプラザガラスアート事業者選定委員会</p>	<p>(1) 担当事務 和泉シティプラザガラスアート事業の実施に係る事業者選定に関する事。</p> <p>(2) 委員定数 5人以内</p> <p>(3) 委員構成 ア 和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアムの役員 イ 市の職員</p> <p>(4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選による。 イ 副委員長 委員長が指名する者</p> <p>(5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。</p>
<p>民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務に係る事業者選定委員会</p>	<p>(1) 担当事務 民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務に係る事業者選定に関する事。</p> <p>(2) 委員定数 6人以内</p> <p>(3) 委員構成 ア 市立学校校長会代表 イ 市の職員</p> <p>(4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選による。 イ 副委員長 委員長が指名する者</p> <p>(5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。</p>